

東日本高速道路株式会社  
令和3・4年度  
競争参加資格審査（隨時受付）のご案内  
【調査等】

令和4年4月1日

東日本高速道路株式会社

あなたに、ベスト・ウェイ。



## 目 次

### 第1編 令和3・4年度競争参加資格審査について

1. 競争参加資格審査について
2. 令和3・4年度競争参加資格について
3. 令和3・4年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

### 第2編 随時受付

1. 随時受付とは
2. 随時受付のスケジュール

### 第3編 随時受付の申請方法

1. 随時受付の留意事項
2. 申請書作成にあたって
3. 随時受付の申請先
4. 法人・個人事業者、事業協同組合の申請方法
5. 合併等により設立された会社の申請方法
6. 会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続き開始決定後の申請方法
7. 資格認定後の業種区分追加の申請方法
8. 申請内容の変更について
9. その他の申請方法

# 第1編 令和3・4年度競争参加資格審査について

## 1. 競争参加資格審査について

- ◆ 当社の事業は公共性の高い事業であることから、入札・契約の手続については公平性・透明性の確保が必要です。
- ◆ 当社が発注する調査等はその内容が多岐に渡っており、業務等の規模・内容に応じて、多数の設計業者等の中から確実な履行能力を有する競争参加者を公正かつ効率的に選定するため、競争参加資格審査を行っています。
- ◆ 当社の競争参加資格審査の詳細については、ホームページにて公表している令和3・4年度工事等競争参加資格審査事務処理要領（以下、『要領』といいます。）をご確認ください。  
要領は、下記でご覧いただけます。

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/stipulation/>

## 2. 令和3・4年度競争参加資格について

- ◆ 令和3・4年度において、当社が発注する調査等の入札手続に参加を希望される方は、あらかじめ『令和3・4年度競争参加資格審査』の申請を行い、認定を受けている必要があります。
- ◆ 認定された資格の取下げは、申請者の自由です。ただし、当該取消の日から令和5年3月31日までの間、当該者の同業種区分における再度の審査及び認定は行いませんので、ご注意ください。  
※合併や分割等の手続きを伴う場合は、この限りではありません。
- ◆ 認定通知書の発行及び通知は行っておりませんので、競争参加資格の登録状況・業者コードについては、当社ホームページ『有資格者情報検索システム』よりご確認ください。

## 3. 令和3・4年度競争参加資格審査申請・認定スケジュール

- ◆ 『令和3・4年度競争参加資格審査』は、令和3年4月1日に認定を行う『定期受付』と令和3年5月1日以降に毎月1回認定を行う『随時受付』を実施します。

	定期受付	随時受付
	インターネット一元受付	電子メール申請
R2.10.1	令和3・4年度競争参加資格審査制度に関するお知らせ	
R2.11.2	パスワード配布開始	
R2.12.1	申請書等の受付開始 <b>定期受付の 受付は終了しました。</b>	
R2.12.28 R3.1.15	パスワード配布終了 申請書等の受付終了	
R3.2.1		随時受付開始 ※R3.2.1～R3.4.15までの受領分はR3.5.6認定。
R3.4.1	競争参加資格認定（予定）	以降は毎月15日までの受領分を翌月第1営業日認定。
R3.5.6 R5.3.31		競争参加資格認定（予定）
		令和3・4年度競争参加資格の有効期限

## 第2編 隨時受付

### 1. 隨時受付とは

- ◆ 隨時受付とは、定期受付期間終了後に受付を開始し、令和3年5月から毎月1回隨時に認定手続きを実施することをいいます。
- ◆ 最初の随時受付の認定日は令和3年5月6日（木）の予定です。

### 2. 随時受付のスケジュール

- ◆ 随時受付の受付期間及び認定日（予定）は下記のとおりです。

#### 【受付期間】

令和3年2月1日（月）～令和4年12月15日（木）

※令和4年12月15日（木）までに当社が受領し、かつ、書類の不備がないものに限ります。

#### 【認定日】

令和3年2月1日（月）～令和3年4月15日（木）までの受領書類

⇒令和3年5月6日（木）認定（予定）

以降、毎月15日までに受領した申請を翌月第1営業日認定（予定）

（例）令和3年4月16日（金）～令和3年5月15日（土）までの受領書類

⇒令和3年6月1日（火）認定（予定）

※現在公告中の案件に参加するために至急競争参加資格の認定が必要な場合や、上記の随時受付の受付期間後に、入札参加希望のための新規認定や合併等による再認定が必要な方については、別途対応させていただく場合がございます。

随時受付のスケジュールに関わらず、案件ごとの日程等を確認のうえ、別途対応させていただくことになりますので、下記の確認事項をご用意のうえ、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

#### 【問い合わせに必要な確認事項】

- ①参加を希望する入札案件名及び入札公告日
- ②令和3・4年度競争参加資格審査申請書の提出可能日

#### 【随時受付及び緊急受付に関するお問い合わせ先】

東日本高速道路（株）総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

資格審査担当 宛

E-mail : [shikaku\\_uketsuke@e-nexco.co.jp](mailto:shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp)

TEL : 03-3506-0214（直通） FAX : 03-3506-0346

#### 【問い合わせ受付時間】

9:00～12:00 及び 13:00～17:00

（ただし、土日・祝日及び年末年始を除く。）

## 第3編 隨時受付の申請方法

### 1. 隨時受付の留意事項

- ◆ **随時受付は、原則として、電子メールでの申請受付とします。申請窓口は下記3に記載のとおりです。**
- ◆ なお、電子メールでの申請が困難な場合については、上記「随時受付及び緊急受付に関するお問い合わせ先」までご相談ください。
- ◆ 随時受付で申請をされる方は、認定期間内、必ず申請書類一式の写しを保管しておいてください。  
※当社から申請に関する内容を確認する場合があるほか、業種区分追加を希望されるような場合等にも必要となる場合があります。
- ◆ 申請書及び添付書類に記載されている事項については、競争参加資格の認定に使用する以外、申請者に無断で使用することはできません。

### 2. 申請書作成にあたって

- ◆ 申請の際には、必ず当社指定の様式を使用してください。  
他社の様式で申請をいただいた場合には、手続きに応じかねますので、あらかじめご了承ください。

#### 【申請書類の入手方法】

NEXCO 東日本のホームページから申請書類をダウンロードしてください。

コーポレートトップ>調達・お取引>競争参加資格のご案内

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/quarification/>

- ◆ 申請書の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前の事業年度終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とします。
- ◆ 行政書士等が申請者に代わって申請する場合は、必ず委任状を添付のうえ、申請してください。
- ◆ **令和3・4年度競争参加資格審査（随時受付）の申請から、各申請書様式への押印は不要とします。**

### 3. 隨時受付の申請先

- ◆ 隨時受付の申請先は、以下のとおりです。

#### 《申請窓口》

○申請先メールアドレス：[shikaku\\_uketsuke@e-nexco.co.jp](mailto:shikaku_uketsuke@e-nexco.co.jp)

※申請時のメールの件名には『**令和3・4年度資格審査申請**』と記載してください。

※申請書類は**PDF形式で1つのファイルにまとめてください。**

※申請書を受領した旨の返信は行いません。

## 4. 法人・個人事業者、事業協同組合の申請方法

### ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1、3-2、3-3、3-4、3-5】
- 2) 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
- 3) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（下記参照）
- 4) 財務諸表類（1年分）
- 5) 納税証明書の写し
- 6) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

**※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。**

### ◆申請に必要な書類についての注意点

◎下記の業種区分（業務内容）について、資格登録を申請する場合には、下記の登録証明書を添付する必要があります。

※登録証明書をお持ちでない場合は、申請できませんのでご注意ください。

申請を希望する業種区分（業務内容）	必要な登録証明書
測量	測量業者登録証明書 (申請書提出時から 6 ヶ月以内のもの)
建築設計	建築士事務所登録証明書 (申請書提出時から 3 ヶ月以内のもの)

◎国土交通大臣に提出した『測量法第 55 条の 8 の規定に基づく書類の写し』（当社申請時以前のうち最新）を提出していただければ、上記 1) に定める「様式 3-5（営業所一覧表）」、2) 登記事項証明書の写し、3) に記載している必要書類のうち『測量業者登録証明書』の写し、及び上記 4) 財務諸表類の写しの提出を省略できます。

◎建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による登録をうけている方は、各登録規程に定められている『現況報告書の副本の写し』を提出していただければ、上記 3) に記載している必要書類のうち『建築士事務所登録証明書』及び上記 4) 財務諸表類の提出を省略できます。

※提出する『現況報告書の副本の写し』は、国土交通省大臣に提出し確認印を受けたもので、その確認印の日付が当社申請時以前のうち最新のものに限ります。

◎財務諸表類は、申請日直前の事業年度分の財務諸表（1年分）を提出してください。

※資格審査受付期間中に審査基準日を含む 1 年の事業年度における財務諸表類の調整が完了しない場合には、直前 1 年の事業年度における前年度の財務諸表類を提出してください。

《法人の場合》

貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類又は株主資本等変動計算書

《個人の場合》

貸借対照表、損益計算書

◎納税証明書の写しは申請をする日の **3 ヶ月以内の日付のもの** でなければなりません。

法人の場合⇒「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書  
(国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3)

※未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください

個人の場合⇒「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納の税額がないことの証明書 (国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 2)

※未納税額の記載がある場合には、納税済みを証明する領収書等を添付してください

◎様式3-1の記載に関する補足

様式3-1 [令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用]

01 区分	1 : 新規	2 : 更新	3 : 業種追加
	4 : 資格追加	5 : 合併等	

02 業者コード

## 競争参加資格審査申請書(調査等)

令和3・4年度において、貴社で行われる調査等の契約に係る競争に参加するために必要な資格の審査を申請します。

なお、以下のとおり宣誓するとともに、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

・令和3・4年度工事等の競争参加資格に関する要領(以下、「要領」という。)第7条に定める欠格要件に該当しないこと。

03 本社(店)郵便番号	—	04 法人番号	申請書提出日を記載してください。					
東日本高速道路株式会社 殿								
05 本社(店)住所	フリガナ							
06 商号又は名称	フリガナ							
07 役職	フリガナ							
09 本社(店)電話番号	08 担当者氏名							
11 本社(店)FAX番号	10 担当者電話番号 ( 内線番号 )							
13 メールアドレス								
(14 代理申請時使用欄)								
14 申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人住所	申請代理人電話番号					
申請代理人氏名								
15 登録を受けている事業								
測量業者	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
地質調査業者	号	年 月 日	建築土事務所	号	年 月 日	建設コンサルタント	号	年 月 日
土地家屋調査士	号	年 月 日	補償コンサルタント	号	年 月 日	不動産鑑定業者	号	年 月 日
	号	年 月 日		号	年 月 日	計量証明事業者	号	年 月 日

項目		記載内容																																				
01	区分	<p>下記のうち、該当する区分を選択（又は記入）してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1:新規 ⇒ 当社（日本道路公団時代を含む）に対し資格審査申請を初めて行う場合</li> <li>・2:更新 ⇒ 過去に一度でも当社（日本道路公団時代を含む）の資格登録を行ったことがある場合</li> <li>・3:工種追加 ⇒ 登録業種を追加したい場合</li> <li>・4:資格追加 ⇒ 工事では登録済で、調査等についても登録を希望する場合</li> <li>・5:合併等 ⇒ 合併等により新たに申請を行う場合</li> </ul>																																				
02	業者コード	<p>○当社ホームページの有資格者情報検索システムにて 10 桁の番号を確認し、記載してください。</p> <p>○業者コードがわからない場合は、お問い合わせください。</p> <p><u>※01 で『新規』『合併等』を選択した方は、記載不要です。</u></p>																																				
03	本社（店）郵便番号	本社（店）所在地の郵便番号を記載してください。																																				
04	法人番号	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（令和 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13 桁）を記入してください。																																				
05	本社（店）住所	<p>○本社（店）所在地の住所を記載してください。なお、ビル名や階数の記載は不要です。</p> <p>○フリガナの欄は、カタカナで記載してください。</p> <p>○都道府県名については、フリガナは記載しないでください。</p> <p>○丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載してください。</p>																																				
06	商号又は名称	<p>○商号又は名称を記載してください。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th><th>略号</th><th>種類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（株）</td><td>株式会社</td><td>（名）</td><td>合名会社</td><td>（企）</td><td>企業組合</td></tr> <tr> <td>（有）</td><td>有限会社</td><td>（同）</td><td>協同組合</td><td>（合）</td><td>合同会社</td></tr> <tr> <td>（資）</td><td>合資会社</td><td>（業）</td><td>協業組合</td><td>（責）</td><td>有限責任事業組合</td></tr> <tr> <td>（一財）</td><td>一般財団法人</td><td>（一社）</td><td>一般社団法人</td><td>（公財）</td><td>公益財団法人</td></tr> <tr> <td>（公社）</td><td>公益社団法人</td><td>（特財）</td><td>特例財団法人</td><td>（特社）</td><td>特例社団法人</td></tr> </tbody> </table>	略号	種類	略号	種類	略号	種類	（株）	株式会社	（名）	合名会社	（企）	企業組合	（有）	有限会社	（同）	協同組合	（合）	合同会社	（資）	合資会社	（業）	協業組合	（責）	有限責任事業組合	（一財）	一般財団法人	（一社）	一般社団法人	（公財）	公益財団法人	（公社）	公益社団法人	（特財）	特例財団法人	（特社）	特例社団法人
略号	種類	略号	種類	略号	種類																																	
（株）	株式会社	（名）	合名会社	（企）	企業組合																																	
（有）	有限会社	（同）	協同組合	（合）	合同会社																																	
（資）	合資会社	（業）	協業組合	（責）	有限責任事業組合																																	
（一財）	一般財団法人	（一社）	一般社団法人	（公財）	公益財団法人																																	
（公社）	公益社団法人	（特財）	特例財団法人	（特社）	特例社団法人																																	
07	役職	代表者の役職を記載してください。																																				
	代表者氏名	氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。																																				
08	担当者氏名	<p>○申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を必ず記入してください。</p> <p>○氏名（フリガナ含む。）については、姓と名前との間は 1 文字空けてください。</p>																																				

09	本社（店）電話番号	○本社（店）電話番号を、記載してください。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（）は用いないでください。																
10	担当者電話番号	○申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）の電話番号を記載してください。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（）は用いないでください。																
11	本社（店）FAX 番号	○本社（店）FAX 番号を、記載してください。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（）は用いないでください。																
13	メールアドレス	契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。																
14	申請代理人	行政書士等が申請者に代わり代理で申請する場合に記載してください。																
15	登録を受けている事業	<p>○次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。</p> <table border="1"> <tr> <td>測量業者</td><td>測量法（昭和 24 年法律第 188 号）55 条による登録を受けている場合</td></tr> <tr> <td>建築士事務所</td><td>建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合</td></tr> <tr> <td>建設コンサルタント</td><td>建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合</td></tr> <tr> <td>地質調査業者</td><td>地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合</td></tr> <tr> <td>補償コンサルタント</td><td>補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合</td></tr> <tr> <td>不動産鑑定業者</td><td>不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合</td></tr> <tr> <td>土地家屋調査士</td><td>土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）</td></tr> <tr> <td>計量証明事業者</td><td>計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合</td></tr> </table>	測量業者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）55 条による登録を受けている場合	建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合	地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）	計量証明事業者	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合
測量業者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）55 条による登録を受けている場合																	
建築士事務所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合																	
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合																	
地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合																	
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合																	
不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合																	
土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）																	
計量証明事業者	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合																	

◎様式3-2の記載に関する補足

様式3-2【令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用】						
業者コード				商号又は名称		
16 調査等実績高						
① 競争参加資格 希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ月間の年間平均実績高 (千円)	⑤申請希望
	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)	年 月から 年 月まで (千円)		
測量						
地質・土質調査						
環境関連調査						
道路設計						
橋梁設計						
ドンネル設計						
その他土木設計						
建築設計						
施設設備設計						
土木施工管理						
補償関連業務						
図面・調書作成						
経済調査						
希望しない調査等の実績高						希望業種 数:0
合 計						希望業種 数:0

1 調査等実績高については、消費税を含まない金額を記載すること。

2 【申請区分が「業種追加」以外の場合】申請を希望する業種について、最右部(「⑤申請希望」欄)に「○」を記入してください。

【申請区分が「業種追加」の場合】最右部(「⑤申請希望」欄)に、既認定業種には「○」を、今回追加を希望する業種には「△」を記入してください。

項目		記載内容
16	調査等実績高	<p>○「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の各業種のうち、希望する業種についてのみ記載してください。</p> <p>○測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「〇」を記載してください。</p>
	調査等実績高 ②直前2年度分決算	<p>○直前1年度分決算の前の1年間の決算に基づき、業種区分ごとの実績高を記入してください。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。</p> <p>※消費税を含まない額を記入してください。</p> <p>※千円未満は四捨五入してください。</p> <p>○合計欄（最下段）は添付していただく財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲としてください。</p>
	調査等実績高 ③直前1年度分決算	<p>○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において確定した決算を含む過去1年間の決算に基づき、業種区分ごとの実績高を記入してください。</p> <p>○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。</p> <p>※消費税を含まない額を記入してください。</p> <p>※千円未満は四捨五入してください。</p> <p>○合計欄（最下段）は添付していただく財務諸表に記載されている『売上高』を超えない範囲としてください。</p>
	調査等実績高 ④直前2か年間の年間平均実績高	<p>○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を右詰めで記入してください。 (両決算の合計を2で除して得た数値を記入)</p> <p>※合計欄には縦の金額の合計を記入してください。</p> <p>※消費税を含まない額を記入してください。</p> <p>※千円未満は四捨五入してください。</p>
	調査等実績高 ⑤申請希望	<p>○申請を希望する業種区分に「〇」を記入してください。</p> <p>○当該列「合計欄」には、申請を希望する業種の数（「〇」印を付した数）が反映されていることをご確認ください。</p>

◎様式3-3の記載に関する補足

業者コード		商号又は名称																															
17 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者並びに計量証明事業者の登録部門																																	
建設コンサルタント業務																補償コンサルタント業務					計量証明事業												
1 河川、 海岸、 砂防及 び海 洋	2 空港 港湾 及び	3 電力 土木	4 道路	5 鉄道	6 工上 業水 用道 及び	7 下水 道	8 農業 土木	9 森林 土木	10 水産 土木	11 廃棄 物	12 造園	13 都市 計画 及び	14 地質 基礎質 及び	15 鋼構 造及び コンクリート 工事	16 機械 計画 及び 施工	17 トンネル	18 建設 環境	19 機械	20 電気 電子	21 土地 調査	22 土地	23 土地	24 物件	25 機械 工作物	26 特殊 業種 補償・	27 事業 損失	28 補償 関連	29 総合 補償	30 濃度 (大気)	31 濃度 (水度)	32 音圧 (土壤)	33 振動 レベル	34 特定 濃度
18 自己 資本 額		区分				直前決算時 (千円)																											
(1) (うち外國資本) 株主資本																																	
(2) 評価・換算差額等																																	
(3) 新株予約権																																	
(4) 計(P)																																	
19 損益計算書		税引前当期利益(千円)(S)																															
20 貸借対照表		(1) 流動資産(千円)(m)																															
		(2) 流動負債(千円)(n)																															
		(3) 固定資産(千円)(Q)																															
		(4) 総資本額(千円)(R)																															
21 経営比率		(1) 総資本純利益率 (S/R×100)																															
		(2) 流動比率 (m/n×100)																															
		(3) 自己資本固定比率 (P/Q×100)																															
22 外資 状況		1 外国籍会社 [国名:]		3 日本国籍会社 [国名:]																													
		2 日本国籍会社 [国名:]		〔外資比率： %〕																													
				〔外資比率： 100%〕																													
23 営業年数等		① 創業 ② 休業期間又は 転(廢)業の期間 ③ 現組織への変更 ④ 営業年数		年 月 日		年 月 日から		年 月 日まで		年 月 日		年																					
24 常勤職員の数 (人)		① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役職員等																											

項目		記載内容
17	建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者並びに計量証明事業者の登録部門	様式3-1「15 登録を受けている事業」において、『建設コンサルタント』『補償コンサルタント』『計量証明事業』に記入がある場合には、該当する登録部門の数字部に「○」印を付してください。
22	外資状況	<p>○外資系企業（日本国籍会社を含む）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付すとともに、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。</p> <p>○「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。</p>
23	営業年数等	<p>○①②③は記入不要です。</p> <p>○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てる。）を右詰めで記載してください。</p> <p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合は消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
24	常勤職員の数	<p>○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している役職員のうち、専ら調査等業務に従事している職員の数の合計を右詰めで記載してください。</p> <p>○工事・調査等を営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントしてください。</p> <p>※自社の常勤役職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等はカウントしないでください。</p>

◎様式3-4の記載に関する補足

様式3-4 [令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用]

業者コード

商号又は名称

25 有資格者数(人)

	資格名称	人数
1	機械- 機械設計	
2	機械- 材料強度・信頼性	
3	機械- 機構ダイナミックス・制御	
4	機械- 熱・動力エネルギー機器	
5	機械- 流体機器	
6	機械- 加工・生産システム及び産業機械	
7	電気電子- 電力・エネルギー・システム	
8	電気電子- 電気応用	
9	電気電子- 電子応用	
10	電気電子- 情報通信	
11	電気電子- 電気設備	
12	建設- 土質及び基礎	
13	建設- 鋼構造及びコンクリート	
14	建設- 都市及び地方計画	
15	建設- 河川・砂防及び海岸・海洋	
16	建設- 港湾及び空港	
17	建設- 電力土木	
18	建設- 道路	
19	建設- 鉄道	
20	総建設- トンネル	
21	合建設- 施工計画・施工及び積算	
22	技術建設- 建設環境	
23	上下水道- 上水道及び工業用水道	
24	上下水道- 下水道	
25	衛生工学- 水質管理	
26	衛生工学- 廃棄物・資源循環	
27	門衛生工学- 建築物環境衛生管理	
28	農業- 農業農村工学	
29	森林- 林業・林産	
30	森林- 森林土木	
31	水産- 水産土木	
32	情報工学- コンピュータ工学	
33	情報工学- ソフトウェア工学	
34	情報工学- 情報システム	
35	情報工学- 情報基盤	
36	情報工学- 上記以外	
37	応用理学- 地球物理及び地球化学	
38	応用理学- 地質	
39	環境- 環境保全計画	
40	環境- 環境測定	
41	環境- 自然環境保全	
42	環境- 環境影響評価	
43	機械部門- 機械設計	
44	技術機械部門- 材料強度・信頼性	
45	技術機械部門- 機構ダイナミックス・制御	
46	士機械部門- 熱・動力エネルギー機器	
47	機械部門- 流体機器	

※1 一級建築士は、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付を受けている者を除く。

	資格名称	人数
48	機械部門 加工・生産システム及び産業機械	
49	電気電子部門 電力・エネルギー・システム	
50	電気電子部門 電気応用	
51	電気電子部門 電子応用	
52	電気電子部門 情報通信	
53	電気電子部門 電気設備	
54	建設部門 土質及び基礎	
55	建設部門 鋼構造及びコンクリート	
56	建設部門 都市及び地方計画	
57	建設部門 河川・砂防及び海岸・海洋	
58	建設部門 港湾及び空港	
59	建設部門 電力土木	
60	建設部門 道路	
61	建設部門 鉄道	
62	建設部門 トンネル	
63	建設部門 施工計画・施工及び積算	
64	建設部門 建設環境	
65	上下水道部門 上水道及び工業用水道	
66	上下水道部門 下水道	
67	衛生工学部門 水質管理	
68	衛生工学部門 廢棄物・資源循環	
69	衛生工学部門 建築物環境衛生管理	
70	農業部門 農業農村工学	
71	森林部門 林業・林産	
72	森林部門 森林土木	
73	水産部門 水産土木	
74	情報工学部門 コンピュータ工学	
75	情報工学部門 ソフトウェア工学	
76	情報工学部門 情報システム	
77	情報工学部門 情報基盤	
78	情報工学部門 上記以外	
79	応用理学部門 地球物理及び地球化学	
80	応用理学部門 地質	
81	環境部門 環境保全計画	
82	環境部門 環境測定	
83	環境部門 自然環境保全	
84	環境部門 環境影響評価	
85	一級土木施工管理技士	
86	二級土木施工管理技士	
87	一級建築施工管理技士	
88	一級造園施工管理技士	
89	一級電気工事施工管理技士	
90	一級管工事施工管理技士	
91	一級電気通信工事施工管理技士	
92	第一種電気主任技術者	
93	第二種電気主任技術者	
94	第三種電気主任技術者	

	資格名称	人数
95	電気工事士・第一種	
96	APECエンジニア	
97	RCCM 河川・砂防及び海岸・海洋部門	
98	RCCM 港湾及び空港部門	
99	RCCM 電力土木部門	
100	RCCM 道路部門	
101	RCCM 鉄道部門	
102	RCCM 上水道及び工業用水道部門	
103	RCCM 下水道部門	
104	RCCM 農業土木部門	
105	RCCM 森林土木部門	
106	RCCM 造園部門	
107	RCCM 都市計画及び地方計画部門	
108	RCCM 地質部門	
109	RCCM 土質及び基礎部門	
110	RCCM 鋼構造及びコンクリート部門	
111	RCCM トンネル部門	
112	RCCM 施工計画・施工設備及び積算部門	
113	RCCM 建設環境部門	
114	RCCM 機械部門	
115	RCCM 水産土木部門	
116	RCCM 電気電子部門	
117	RCCM 廃棄物部門	
118	RCCM 建設情報部門	
119	測量士	
120	測量士補	
121	一級建築士 ※1	
122	構造設計一級建築士	
123	設備設計一級建築士	
124	二級建築士	
125	建築設備士(建築設備資格者)	
126	建築積算士(建築積算資格者)	
127	環境計量士	
128	環境計量士(濃度関係)	
129	環境計量士(騒音・振動関係)	
130	不動産鑑定士	
131	不動産鑑定士補	
132	土地家屋調査士	
133	司法書士	
134	地質調査技士	
135	補償業務管理士 土地調査部門	
136	補償業務管理士 土地評価部門	
137	補償業務管理士 物件部門	
138	補償業務管理士 機械工作物部門	
139	補償業務管理士 営業補償・特殊補償部門	
140	補償業務管理士 事業損失部門	
141	補償業務管理士 補償関連部門	
142	補償業務管理士 総合補償部門	

	資格名称	人数
143	公共用地経験者	
144	伝送交換主任技術者	
145	第二種伝送交換主任技術者(注:旧資格)	
146	線路主任技術者	
147	第一級CATV技術者	
148	第二級CATV技術者	
149	第一級総合無線通信士	
150	第二級総合無線通信士	
151	第一級陸上無線技術士	
152	第二級陸上無線技術士	
153	浄化槽技術管理者	
154	気象予報士	
155	エネルギー管理士	
156	システム監査技術者	
157	システムアーキテクト	
158	プロジェクトマネージャー	
159	ITストラジスト	
160	ITサービスマネージャー	
161	データベーススペシャリスト	
162	ネットワークスペシャリスト	
163	エンベティッドシステムスペシャリスト	
164	情報処理安全確保支援士	
165	JH又はNEXCO管理員資格B 土木	
166	JH又はNEXCO管理員資格B 建築	
167	JH又はNEXCO管理員資格B 機械	
168	JH又はNEXCO管理員資格B 電気	
169	JH又はNEXCO管理員資格B 通信	
170	JH又はNEXCO管理員資格B 造園	
171	JH又はNEXCO管理員資格C 土木	
172	JH又はNEXCO管理員資格C 建築	
173	JH又はNEXCO管理員資格C 機械	
174	JH又はNEXCO管理員資格C 電気	
175	JH又はNEXCO管理員資格C 通信	
176	JH又はNEXCO管理員資格C 造園	
177	(財)高速道路調査会上級講習修了 土木	
178	(財)高速道路調査会上級講習修了 建築	
179	(財)高速道路調査会上級講習修了 機械	
180	(財)高速道路調査会上級講習修了 電気	
181	(財)高速道路調査会上級講習修了 通信	
182	(財)高速道路調査会上級講習修了 造園	
183	(財)高速道路調査会中級講習修了 土木	
184	(財)高速道路調査会中級講習修了 建築	
185	(財)高速道路調査会中級講習修了 機械	
186	(財)高速道路調査会中級講習修了 電気	
187	(財)高速道路調査会中級講習修了 通信	
188	(財)高速道路調査会中級講習修了 造園	
189	土木学会 特別上級技術者	
190	土木学会 上級技術者	
	合 計	

1) 1級・2級、土・土補、B・C、上級・中級、特別上級・上級の同資格を有している場合は、上位の等級のみ計上してください。

### ◎様式 3-5 の記載に関する補足

- 1) 申請日現在の状況で作成してください。
  - 2) 「番号」欄には「1」から連番で記載し、1枚で終わらない場合は、同一の様式を用いて複数枚作成してください。
  - 3) ビル名や階数の記載は不要です。

## 5. 合併等により設立された会社の申請方法

- ◆ 合併、事業譲渡及び会社分割（以下「合併等」という）により新たに設立された会社の種類

### A. 合併

合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下『合併新設会社』という）または、合併によりその一方が存続した場合における存続会社（以下『合併存続会社』という）

### B. 事業譲渡

- ①親会社が、その事業の全部または一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該事業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における子会社
- ②新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「承継譲渡会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という）
- ③既存の会社がほかの会社から事業の全部または一部を譲り受けたことにより当該事業を譲渡した会社（以下「譲渡会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という）

### C. 会社分割

事業の全部または一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社（以下「分割会社」という）の当該事業部門の事業活動が廃止され、または休止された場合における当該事業を承継した会社（以下「分割承継会社」という）

- ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格承継申請書【様式 5】
- 2) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1・3-2・3-3・3-4、3-5】
- 3) 登記事項証明書の写し（法人の申請の場合のみ）
- 4) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（P.5 参照）
- 5) 財務諸表類（1年分）
- 6) 納税証明書の写し
- 7) 合併（事業譲渡または会社分割）契約書の写し
- 8) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

- ◆ 合併により設立された会社としての申請を行う際の注意点

◎上記記載の申請書類 2)～6) についての注意点は、【法人・個人事業者の申請方法】と同様です。

◎様式5の記載に関する補足（事業譲渡の場合）

様式5〔令和3・4年度 東日本高速道路株式会社申請用(事業譲渡用)〕

(一部)事業譲渡に伴う競争参加資格承継申請書【調査等】

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 殿

【譲受会社】

(住所)

(商号)

(代表者)

令和 年 月 日 付をもって、[ ] は、[ ] に  
[ ] し、権利義務の一切を承継しましたので、競争参加資格の承継について申請します。

記

1. 譲渡前会社

	業者コード	商号又は名称	許可番号
譲渡会社			
譲受会社			

2. 事業譲渡の理由

3. 申請に伴う提出書類

令和3・4年度工事等の競争参加資格審査事務処理要領第14条に指定のあるとおり

4. 承継を希望する認定工種

測量
地質・土質調査
環境関連調査
道路設計
橋梁設計
トンネル設計
その他土木設計
建築設計
施設設備設計
土木施工管理
補償関連業務
図面・調書作成
経済調査



譲渡会社から譲受会社に過去の入札実績・業務実績等を引き継ぐ業種全てに○を付けてください。  
※今回の申請で認定を希望しない業種でも、実績を引き継ぐ場合には○を付けてください。

## 6. 会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続開始決定後の申請方法

- ◆ 既に資格認定を受けている者が会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続を申請した際には、速やかにその届出を行ってください。  
当社は、届出または確かな情報として上記の手続を申請した事実が分かり次第「資格認定の保留」を行います。  
なお、保留手続きが取られていなくても、会社更生（民事再生）法に基づく更生（再生）手続を申請した段階で入札に参加することは出来ません。
- ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式 3-1・3-2・3-3・3-4、3-5】
- 2) 登記事項証明書の写し
- 3) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（P.5 参照）
- 4) 財務諸表類（1年分）
- 5) 納税証明書の写し
- 6) 更生（再生）手続開始の決定書
- 7) 金融機関等からの支援等を含む資金調達の見通し
- 8) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等にかかる今後の経営方針
- 9) 更生（再生）計画案の作成方針
- 10) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式 8】
- 11) その他、当社が必要とする書類

※上記の順に PDF 形式で 1 つのファイルにまとめてください。

- ◆ 申請する際の注意点
  - ◎申請ができるのは、要領第 7 条に該当しない方となります。
  - ◎上記記載の申請書類 1) ~5) についての注意点は、【法人・個人事業者の申請方法】と同様です。

## 7. 資格認定後の業種区分追加の申請方法

- ◆ 令和3・4年度の競争参加資格の認定を受けた後（既申請について認定を受けるまでは申請できません）、新たに認定業種区分の追加を希望する方は、業種区分追加の申請を行ってください。
- ◆ 令和3・4年度の競争参加資格の認定業種区分の追加申請の受付は令和3年4月1日からとなります。
- ◆ 申請に必要な書類

- 1) 競争参加資格審査申請書（調査等）【様式3-1・3-2・3-3・3-4・3-5】
- 2) 申請業種により必要となる登録証明書の写し（P.5 参照）
- 3) 委任状（行政書士等が代理申請を行う場合のみ）【様式8】

※上記の順にPDF形式で1つのファイルにまとめてください。

- ◆ 申請する際の注意点

◎ 【様式3-2】の「⑤申請希望」欄には既認定業種区分に○印、今回追加を希望する業種区分に△印を記載し、当該列「合計欄」には、既認定業種を含め申請を希望する業種の数（「○」印及び「△」印を付した数の合計）が反映されていることをご確認ください。

※既認定業種について不明な場合は、当社ホームページの有資格者情報検索システムでご確認ください。

## 8. 申請内容の変更について

- ◆ 競争参加資格審査の申請及び認定後、①認定資格を失うことになる事象が発生した場合、②認定を受けた業種区分の全部又は一部を取り下げる場合、③基本情報（様式3-1に記載した内容）又は営業所情報（様式3-5に記載した内容）に変更が生じた場合には、変更届（様式10）をご提出ください。  
※詳しくは、別途お知らせしている『令和3・4年度変更届のご案内（調査等）』をご確認ください。  
※基本情報（様式3-1に記載した内容）、営業所情報（様式3-5）以外の変更及び訂正等については、変更届での受付はできません。

## 9. その他の申請方法

- ◆ 4.～8.に該当しない申請については、「随時受付及び緊急受付に関するお問い合わせ先」までご相談ください。

### 【電子入札システムへの登録のお願い】

東日本高速道路株式会社の電子入札システムでは、「電子入札コアシステム」を採用しています。当社の電子入札システムの利用にあたっては、事前に「利用者登録」の手続きが必要となりますので、「利用者登録」が未了の方は、当社電子入札システムへの「利用者登録」手続きをお願いします。

<電子入札システムについてはこちらをご参照ください>

<https://www.e-nexco.co.jp/bids/electron/>